

| 調査結果等 | 参考図表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------------|------|------|-------------|--|----|--|--|----|-----|-----------------------|----|-----------------|---|--|--|----|-----|-----------------------|----|-----------------------------------|---|-----------------|---|---|
| <p>(3) 関係団体との協定【かきくけこ】</p> <p>ア 対策指針等における関係団体との連携に係る方針</p> <p>環境省が平成 28 年 1 月に改正した基本方針（五の 2(1)）では、市町村は平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制を図るとしている。</p> <p>大規模指針では、国が中心となり、地方公共団体と民間事業者の連携を強化するため、有効な災害廃棄物対策を盛り込んだ災害協定等の締結を推進するとしている。</p> <p>また、対策指針（第 2 編 1-3(4)）では、市町村は建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体、産業廃棄物事業者団体等（以下「関係団体」という。）と災害支援協定を締結することを検討するか、又は、都道府県が関係団体と一括して協定を締結し、市町村がその協定を活用することも考えられるとされており、その協定の内容は、災害廃棄物の撤去・運搬・処理、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体など）が考えられるとしている。</p> <p>イ 過去の災害における市町村と関係団体の協定の検証状況</p> <p>東北地方環境事務所による「巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか～東日本大震災の事例から学ぶもの～」(平成 27 年 3 月)では、図表 2-(3)-①のとおり、事前にし尿処理に関する協定等を締結していた 12 市町村のうち 10 市町村が、また、事前に災害廃棄物の処理に関する協定等を締結していた 29 市町村のうち 21 市町村が、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の災害廃棄物の処理において有効に機能したとしている。</p> <p>図表 2-(3)-① 東日本大震災における関係団体との協定の機能状況 (単位：市町村)</p> <table border="1" data-bbox="264 1451 1273 1917"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">回答対象となる市町村数</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害に備え、し尿処理の業界団体との間で、事前にし尿の収集運搬に係る災害協定や契約を締結していた市町村</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>当該協定や契約が有効に機能したとする市町村</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>どちらともいえないとする市町村</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害廃棄物の処理を速やかに行うため、自治体内の廃棄物事業者団体や建設事業者団体等の間で災害協定や契約を締結していた市町村</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td> <td>当該協定や契約が有効に機能したとする市町村</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>当該協定や契約が有効に機能したとは言えないとする市町村 (注 2)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>どちらとも言えないとする市町村</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 「巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか～東日本大震災の事例から学ぶもの～」(平成 27 年 3 月東北地方環境事務所)を基に、当局が作成した。 2 当該協定や契約が災害時に有効に機能しなかった主な理由は「発生した災害が想定を越えるものであったため」となっている。</p> | 区 分 | | 市町村数 | 回答対象となる市町村数 | | 86 | 災害に備え、し尿処理の業界団体との間で、事前にし尿の収集運搬に係る災害協定や契約を締結していた市町村 | | 12 | 内 訳 | 当該協定や契約が有効に機能したとする市町村 | 10 | どちらともいえないとする市町村 | 2 | 災害廃棄物の処理を速やかに行うため、自治体内の廃棄物事業者団体や建設事業者団体等の間で災害協定や契約を締結していた市町村 | | 29 | 内 訳 | 当該協定や契約が有効に機能したとする市町村 | 21 | 当該協定や契約が有効に機能したとは言えないとする市町村 (注 2) | 5 | どちらとも言えないとする市町村 | 3 | <p>⑤基本方針 (再掲)</p> <p>⑧大規模指針 (再掲)</p> <p>⑦対策指針 (再掲)</p> <p>⑨巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか</p> |
| 区 分 | | 市町村数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回答対象となる市町村数 | | 86 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害に備え、し尿処理の業界団体との間で、事前にし尿の収集運搬に係る災害協定や契約を締結していた市町村 | | 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内 訳 | 当該協定や契約が有効に機能したとする市町村 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | どちらともいえないとする市町村 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害廃棄物の処理を速やかに行うため、自治体内の廃棄物事業者団体や建設事業者団体等の間で災害協定や契約を締結していた市町村 | | 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内 訳 | 当該協定や契約が有効に機能したとする市町村 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 当該協定や契約が有効に機能したとは言えないとする市町村 (注 2) | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | どちらとも言えないとする市町村 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【調査結果】

今回、県、市町村、東北地方環境事務所における関係団体との協定の締結に係る取組状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。

ア 県の災害廃棄物処理に係る関係団体との協定の締結状況

県が関係団体と締結している協定（以下「県協定」という。）について調査したところ、図表 2-(3)-②のとおり、「し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬・処理」及び「災害廃棄物の撤去・運搬・処理」については6県全てが関係団体と協定を締結しており、「損壊家屋等の撤去（解体）」については4県（青森、宮城、山形及び福島県）が関係団体と協定を締結している。

図表 2-(3)-② 東北ブロック 6 県における関係団体との協定締結状況

| 県 | し尿、浄化槽汚泥の 収集・運搬・処理 | 災害廃棄物の撤去・ 運搬・処理 | 損壊家屋等の撤去 (解体) |
|----|---|---|---|
| 青森 | 無償団体救援協定 (青森県環境整備事業協同組合) | 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定((一社)青森県産業廃棄物協会) | 大規模災害時における建築物等の解体撤去の協力に関する協定((一社)青森県解体工事業協会) |
| 岩手 | 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の処理に関する協定(岩手県環境整備協同組合) | 災害時における廃棄物の処理に関する協定書 ((一社)岩手県産業廃棄物協会) | - |
| 宮城 | 災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定書(宮城県環境整備事業協同組合) | 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 ((一社)宮城県産業廃棄物協会) | 大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定(宮城県解体工事業協同組合) |
| | 災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等に関する協定書 ((公社)宮城県生活環境事業協会) | | |
| 秋田 | 災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定 (秋田県環境整備事業協同組合) | 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定((一社)秋田県産業廃棄物協会) | - |
| 山形 | 災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定((公社)山形県水質保全協会) | 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定((一社)山形県産業廃棄物協会) | 地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定 ((一社)山形県解体工事業協会) |
| | 災害一般廃棄物の収集運搬に係る協定書 (山形県環境整備事業協同組合) | | |
| 福島 | 大規模災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書(福島県環境整備協同組合連合会) | 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書((一社)福島県産業廃棄物協会) | 大規模災害時における建築物等の解体等に伴う災害廃棄物の収集運搬等に関する協定書((一社)福島県解体工事業協会) |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は協定の締結先を示す。なお、(一社)は一般社団法人を示し、(公社)は公益社団法人を示す。

イ 市町村の災害廃棄物処理に係る関係団体との協定の締結状況

東北ブロック内の 225 市町村における災害廃棄物処理に係る関係団体との協定の締結状況、県協定の活用意向について調査したところ、以下のような状況がみられた。

(7) し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬・処理

し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬・処理については、図表 2-(3)-③のとおり、関係団体と協定を締結している市町村は 32 市町村 (14.2%)、県協定を活用することとしている市町村は 86 市町村 (38.2%) となっている。

また、関係団体と協定を締結しておらず、県協定を活用することにもしていない市町村は、107 市町村 (47.6%) となっている。

図表 2-(3)-③ 関係団体との協定の締結状況 (し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬・処理 (平成 30 年 6 月 1 日時点))

(単位：市町村)

| 区 分 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 秋田県 | 山形県 | 福島県 | 合計 |
|------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 市町村数 | 40 | 33 | 35 | 25 | 35 | 57(注2) | 225 |
| 関係団体と協定を締結 | 2 (5.0%) | 1 (3.0%) | 9 (25.7%) | 5 (20.0%) | 11 (31.4%) | 4 (7.0%) | 32 (14.2%) |
| 県協定を活用 | 25 (62.5%) | 8 (24.2%) | 10 (28.6%) | 12 (48.0%) | 21 (60.0%) | 10 (17.5%) | 86 (38.2%) |
| 関係団体と協定を締結せず、県協定も活用しない | 13 (32.5%) | 24 (72.7%) | 16 (45.7%) | 8 (32.0%) | 3 (8.6%) | 43 (75.4%) | 107 (47.6%) |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ほぼ全域が、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域となっている 2 町を除く。

3 ()内は、構成比である。構成比については、四捨五入による表記のため、合計が 100 にならないことがある。

(イ) 災害廃棄物の撤去・運搬・処理

災害廃棄物の撤去・運搬・処理については、図表 2-(3)-④のとおり、関係団体と協定を締結している市町村は 72 市町村 (32.0%)、県協定を活用することとしている市町村は 69 市町村 (30.7%) となっている。

また、関係団体と協定を締結しておらず、県協定を活用することにもしていない市町村は、84 市町村 (37.3%) となっている。

図表 2-(3)-④ 関係団体との協定の締結状況 (災害廃棄物の撤去・運搬・処理 (平成 30 年 6 月 1 日時点))

(単位：市町村)

| 区 分 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 秋田県 | 山形県 | 福島県 | 合計 |
|------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 市町村数 | 40 | 33 | 35 | 25 | 35 | 57(注2) | 225 |
| 関係団体と協定を締結 | 8 (20.0%) | 22 (66.7%) | 13 (37.1%) | 5 (20.0%) | 18 (51.4%) | 6 (10.5%) | 72 (32.0%) |
| 県協定を活用 | 18 (45.0%) | 4 (12.1%) | 10 (28.6%) | 12 (48.0%) | 15 (42.9%) | 10 (17.5%) | 69 (30.7%) |
| 関係団体と協定を締結せず、県協定も活用しない | 14 (35.0%) | 7 (21.2%) | 12 (34.3%) | 8 (32.0%) | 2 (5.7%) | 41 (71.9%) | 84 (37.3%) |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ほぼ全域が、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域となっている 2 町を除く。

- 3 ()内は、構成比である。構成比については、四捨五入による表記のため、合計が100にならないことがある。
- 4 関係団体と協定を締結している市町村の中には、自ら締結する協定のほか、撤去、運搬及び処理のうち一部について、県協定を活用することとしている市町村も含まれる。

(ウ) 損壊家屋等の撤去（解体）

損壊家屋等の撤去（解体）については、図表 2-(3)-⑤のとおり、関係団体と協定を締結している市町村は 52 市町村（23.1%）、県協定を活用することとしている市町村は 54 市町村（24.0%）となっている。

また、関係団体と協定を締結しておらず、県協定を活用することにもしていない市町村は 119 市町村（52.9%）となっている。

図表 2-(3)-⑤ 関係団体との協定の締結状況

（損壊家屋等の撤去（解体）（平成 30 年 6 月 1 日時点））

（単位：市町村）

| 区 分 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 秋田県 | 山形県 | 福島県 | 合計 |
|------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 市町村数 | 40 | 33 | 35 | 25 | 35 | 57(注2) | 225 |
| 関係団体と協定を締結 | 9 (22.5%) | 7 (21.2%) | 12 (34.3%) | 7 (28.0%) | 14 (40.0%) | 3 (5.3%) | 52 (23.1%) |
| 県協定を活用 | 17 (42.5%) | - (注4) | 8 (22.9%) | - (注4) | 20 (57.1%) | 9 (15.8%) | 54 (24.0%) |
| 関係団体と協定を締結せず、県協定も活用しない | 14 (35.0%) | 26 (78.8%) | 15 (42.9%) | 18 (72.0%) | 1 (2.9%) | 45 (78.9%) | 119 (52.9%) |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ほぼ全域が、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域となっている 2 町を除く。

3 ()内は、構成比である。構成比については、四捨五入による表記のため、合計が100にならないことがある。

4 岩手及び秋田県は、関係団体と損壊家屋等の撤去(解体)に係る協定を締結していない。

(I) 関係団体と協定を締結しておらず、県協定を活用することにもしていない市町村の状況

「し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬・処理」、「災害廃棄物の撤去・運搬・処理」及び「損壊家屋等の撤去（解体）」について、関係団体と協定を締結しておらず、県協定を活用することにもしていない市町村は、その理由として、図表 2-(3)-⑥のとおり、取扱業者が分からない、協定締結先の選定ができていないなどを挙げている。

中には、処理計画策定済みの 5 県（青森、岩手、宮城、秋田及び山形県）では、県処理計画において市町村が活用可能な協定として県協定を記載しているものの、市町村からは「県協定の内容を十分に理解していないため、災害時に県協定を活用するという整理ができていない」などの声も聴かれた。

図表 2-(3)-⑥ 協定を締結しておらず県協定を活用することにもしていない主な理由

- ・取扱のできる業者が分からない。(災害廃棄物)
- ・協定締結先の選定ができていない。(災害廃棄物)
- ・災害時のし尿処理に関する具体的な対応策の検討ができていない。(し尿)
- ・(災害廃棄物担当) 清掃部門としては建設事業者との接点がなく、協議が進んでいない。(損壊家屋)
- ・災害廃棄物処理計画を未策定であるため、同計画の策定と合わせて検討する予定。(し尿、災害廃棄物、損壊家屋)
- ・県協定の内容を十分に理解していないため、災害時に県協定を活用するという整理ができていない。(し尿、災害廃棄物、損壊家屋)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の(し尿)は「し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬・処理」、(災害廃棄物)、「災害廃棄物の収集・運搬・処理」、(損壊家屋)は「損壊家屋等の撤去(解体)」を指す。

(オ) 関係団体が市町村に対し協定締結を働きかけている事例(推奨事例)

一般社団法人岩手県産業廃棄物協会(以下「岩手県産業廃棄物協会」という。)では、図表 2-(3)-⑦のとおり、災害廃棄物の処理主体である市町村に協定締結を働きかけ、協定を締結している例がみられた。

このような活動もあり、岩手県内では前述の図表 2-(3)-④のとおり、災害廃棄物の収集・運搬・処理に係る協定を 22 市町村(66.7%)が締結しており、東北 6 県平均の 32.0%よりも高い締結割合となっている。

図表 2-(3)-⑦ 岩手県産業廃棄物協会から市町村への協定締結の働きかけ(推奨事例)

岩手県産業廃棄物協会は、発災時における被災市町村への支援体制の充実を図るため、平成 25 年度から同協会の支部と災害廃棄物の処理主体である市町村との協定の締結を促進しており、平成 30 年 7 月 3 日までに岩手県内 22 市町村と協定を締結している。

これらの協定締結を促進する活動を行っている経緯について、岩手県産業廃棄物協会は、近年の豪雨災害の頻発を踏まえ、災害廃棄物の処理主体である市町村との協定締結が必要と考えていたところ、岩手県からの依頼もあり、各支部から近隣の市町村へ協定締結を働きかけ、各支部と市町村間の協定締結を進めてきたとしている。

また、岩手県産業廃棄物協会は、これらの協定により平時から市町村との協力体制を構築し、被災時には支部から市町村へ支援に向かう時間の短縮が見込まれるもので、今後、未締結の 11 市町村とも協定締結に向けた働きかけを行っていききたいとしている。

(注) 当局の調査結果による。

ウ 東北地方環境事務所の災害廃棄物処理に係る関係団体との協定締結の促進に係る取組

東北地方環境事務所は、市町村事務手引において、図表 2-(3)-⑧のとおり、一般廃棄物、産業廃棄物、建設、解体等の関係団体と協定を締結するよう求めている。

しかし、東北地方環境事務所は、市町村の協定の締結状況については把握していない。

図表 2-(3)-⑧ 市町村事務手引の協定締結に係る主な記述（抜粋）

第1編第2章 災害に備えて平常時に最低限行うべきこと

2 関係機関等との協力体制を構築します

- ◆ 地元の建設業協会、解体業協会、産業廃棄物協会等と災害廃棄物の収集運搬や処分に係る協定を締結しておきます。協定を締結するだけでなく、定期的に協議や訓練を実施することが重要です。



事例紹介：民間業界団体等と協定

盛岡市では、平成 25 年 8 月の大雨・洪水による災害廃棄物処理の経験を踏まえ、平成 26 年 3 月に、一般社団法人岩手県産業廃棄物協会県央支部及び一般社団法人盛岡市廃棄物業協会と「災害時における廃棄物等の処理に関する協定書」を締結しています。災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分についての協定であり、費用負担やその額を協議することについても協定に盛り込まれています。

第2編第1章第2節（処理の体制）

4 協力・支援体制

① 平常時

- ◆ 民間業界団体等と協定を締結する。一般廃棄物や産業廃棄物、建設、解体等の各業界団体とは、災害の規模によっては収集運搬や解体、処分等を依頼する可能性が高いことから、金額も含め災害協定を締結するのが望ましい。

(注) 1 本図表は、市町村事務手引から抜粋して当局が作成した。

2 下線は、当局が付した。

以上、関係団体と協定を締結しておらず、県協定を活用することともしない市町村は多くみられ、これらの市町村には関係団体との連携体制の検討が進んでいないところがみられた。

【所見】

したがって、東北地方環境事務所は、発災時に市町村が関係団体からの速やかな協力を得られる体制を構築する観点から、市町村と関係団体との協定の締結状況を県を通じて把握した上で、市町村に対し、協議会等を活用して協定の締結及び協定内容の見直しや県協定の活用について説明する等、受援体制の整備も含めた体制構築の支援を行う必要がある。

⑩市町村事務手引（再掲）